

## 処分等に関する業務細則

### (目的)

**第1条** この細則は、処分等に関する業務規則（以下「規則」という。）第13条に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定める。

### (会員の権利)

**第2条** 規則第3条第1項第3号の会員の権利は、次のとおりとする。

- (1) 定款第21条第2項で定める総会における議決権
- (2) 定款第23条第3項第2号で定める臨時総会を招集する権利
- (3) 定款第31条第1項の規定による理事及び監事を選任する権利及び選任される権利
- (4) 定款第45条第5項及び定款第46条第6項の規定による総務委員会委員及び自主規制委員会委員に選任される権利
- (5) 定款第45条第8項及び定款第46条第10項の規定による総務委員会常設部会部会員及び自主規制委員会専門部会部会員に参加する権利
- (6) 本会の名称を業務において使用する権利
- (7) 加盟店情報交換制度を利用する権利
- (8) 本会が保有する業界動向等の情報を受け取る権利

### (処分等の基準等)

**第3条** 規則第4条各号に基づき処分等を行う場合は、次の基準を勘案して、処分等の内容を決定するものとする。

- (1) 割賦販売法に基づく罰則、命令又は処分を受けたとき。
  - ① 勧告とする。
  - ② 故意による場合は、1年間を限度とする会員の権利の停止若しくは6ヵ月を限度とする会員の権利の制限を科す。
  - ③ 重大な違反行為があった場合又は勧告に従わなかった場合は、除名とする。
- (2) 本会の定款、業務規程、自主規制基本規則その他の規則に違反する行為があったとき。
  - ① 指導又は勧告とする。
  - ② 指導を受けた後再び指導の対象となる行為が認められた場合は、勧告とする。
  - ③ 故意による場合は、1年間を限度とする会員の権利の停止若しくは6ヵ月を限度とする会員の権利の制限を科す。
  - ④ 重大な違反行為があった場合又は勧告に従わなかった場合は、除名とする。

### (不服申立て)

**第4条** 規則第9条第1項に規定する別に定める正当な理由は、次のとおりとする。

- (1) 処分等が決定されるまでの間に判明しなかった事実又は発見しなかった証拠が、処分等の決定後において新たに判明しまたは発見された場合であって、その判明または発見が処分等の決定に重大な影響を与えるものであり、かつ、それらの判明又は発見の遅延がやむを得ないと認められるとき。

- (2) 処分等の手続きについて、規則に定める手続きに齟齬があったとき。
- 2 規則第9条第1項に規定する不服申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を本会に提出して行わなければならない。
- (1) 不服申立てにあたる正当な理由
  - (2) 不服申立てをすするに至った事情及び経過
- 3 前項の不服申立ての書面を提出するにあたっては、正当な理由を裏付ける証拠書類等を添付しなければならない。

**(処分等の公表等の事項及び期間等)**

**第5条** 規則第10条に規定する処分等に係る周知及び公表は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 周知及び公表する事項
  - ① 規則に基づく処分等である旨
  - ② 処分等を行った日
  - ③ 処分等を受けた会員の商号
  - ④ 処分等の種類
  - ⑤ 処分等の理由
- (2) 周知及び公表の方法
  - ① 処分等を行った日の直近で発行される本会の協会報（PREGRESS）による周知
  - ② 本会のホームページ（[www//j-credit.or.jp](http://www.j-credit.or.jp)）の会員専用サイト又は一般向けサイトによる周知及び公表
- (3) 周知及び公表の期間は、処分等の種類に応じて、次のとおり行う。
  - ① 指導の場合は、本会の協会報への掲載とともに、処分等を行った日から1ヵ月間、本会のホームページの会員専用サイトに掲載する。
  - ② 勧告の場合は、本会の協会報への掲載とともに、処分等を行った日から3ヵ月間、本会のホームページの一般向けサイト及び会員専用サイトに掲載する。
  - ③ 会員の権利の停止若しくは制限の場合は、本会の協会報への掲載とともに、処分等を行った日から6ヵ月間、本会のホームページの一般向けサイト及び会員専用サイトに掲載する。
  - ④ 除名の場合は、本会の協会報への掲載のほか、処分等を行った日から1年間、本会のホームページの一般向けサイト及び会員専用サイトに掲載する。

**附 則**

この細則は、処分等に関する業務規則の施行日（平成21年12月1日）から施行する。